

大分県報

平成二十九年
号外（一九）
三月三十日

（木曜日）

目次

条例

大分県議会委員会条例の一部改正……………一

〇条例

大分県議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年三月三十日

大分県知事 広瀬勝貞

大分県条例第二十一号

大分県議会委員会条例の一部を改正する条例

大分県議会委員会条例（昭和四十年大分県条例第十号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「企画振興部の所管に属する事項」を「企画振興部の所管に属する事項
国民文化祭・障害者芸術文化祭局

の所管に属する事項」に改める。

附則

この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。